

第2次菊川市教育大綱

～豊かな学びで歩み続ける人づくり～



令和8年3月

菊川市・菊川市教育委員会

1 大綱の策定背景

本市では、「共に生きる」「自らを拓く」「未来へ歩む」を基本理念に掲げ、誰もが夢叶う幸せ創生都市を目指したまちづくりを進めています。

近年、少子高齢化や人口減少など社会を取り巻く環境の変化に加え、AI、ビッグデータ、IoT等の技術革新の進展により社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0^{※1}時代」が到来しつつあり、社会の変化が複雑で予測困難となってきています。

また、SDGs^{※2}が世界共通の目標となっており、その実現に向けて、本市においても、総合計画を始め各種計画の政策や施策を通じて、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。それに加え、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念であるウェルビーイング^{※3}についても、重要な価値基準となりつつあります。

このように社会が急激に変化する中で、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、人それぞれに異なる価値観や特性等を尊重し、多様な人々と協働しながら新たな価値の創造に挑んでいき、持続可能な社会の担い手となるよう、資質・能力を育成することが求められています。

この資質・能力とは、予測できない変化を柔軟に受け止め、自立した人間として、主体的に判断し、自ら考え、行動する力、社会的規範意識、自己肯定感・自己有用感^{※4}、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、年齢に応じて体力の向上を図ることなどが挙げられます。

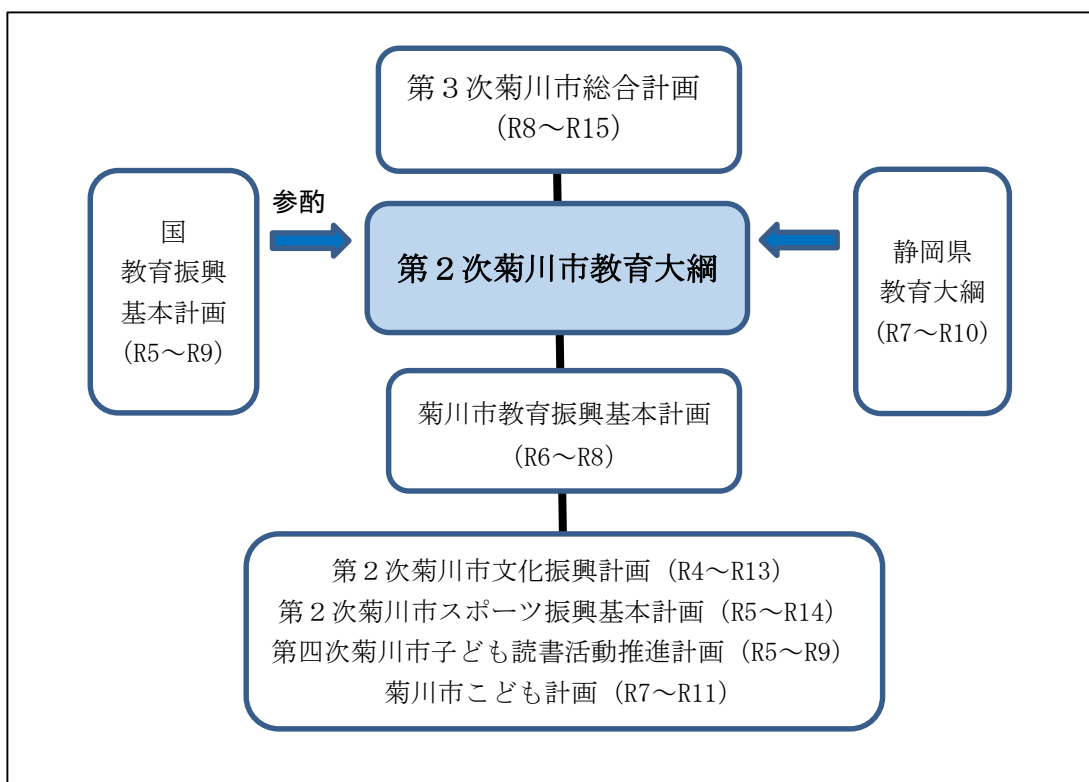
これらの資質・能力を育てるため、豊かな心を育むことを基盤とし、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進、児童生徒の実態に応じた個別最適な学び^{※5}やICTを効果的に活用した協働的な学び・探究的な学び^{※6}の実践、多様性を尊重する教育の実現、学校と地域社会との連携などに取り組むことが必要とされています。

2 大綱の位置付け

第2次菊川市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針として策定したものです。

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、本市の最上位計画である「第3次菊川市総合計画（計画期間：令和8年度から令和15年度までの8年間）」における教育、学術、文化等に関する部分に菊川市総合教育会議の意見等を反映させたもので、市の教育部門における上位に位置付けられます。なお、菊川市こども計画、菊川市文化振興計画、菊川市スポーツ振興基本計画、菊川市子ども読書活動推進計画等の市の教育、文化、スポーツ等の各分野別計画とも関連するものです。

<計画の構成図>



3 大綱の期間

本大綱は、『第3次菊川市総合計画』の計画期間に準じるものとし、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。ただし、社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しや修正を行います。

計画名称	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
菊川市総合計画	▶		▶								
菊川市教育大綱	▶		▶								
(国)教育振興基本計画	▶			▶					▶		
静岡県教育大綱	▶	▶				▶				▶	
(市)教育振興基本計画	▶			▶							

4 基本理念

基本理念：豊かな学びで歩み続ける人づくり

子どもから高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことができる社会を目指して、『豊かな学びで歩み続ける人づくり』を菊川市における教育の基本理念に掲げ、子どもから高齢者まで「誰一人取り残さない教育」に取り組んでいきます。

「豊かな学びで歩み続ける人」とは

①自立した人

知・徳・体のバランスの取れた「生きる力^{*7}」を持つとともに、自ら学び、考え、行動し、失敗や壁にぶつかることを恐れず、チャレンジできる人

②思いやりのある人

生き方や価値観の違いを認め合い、他人を思いやる「豊かな心」を持つとともに、コミュニケーション能力に優れ、互いに高め合うことができる人

③いつまでも学び続ける人

様々なことに興味・関心を持ち、生涯にわたり意欲的に学び続け、社会の変化に対応できる柔軟さや、未来を切り拓く力を持ち、輝き続ける人

5 基本方針

基本方針1：夢の実現を支え、未来を拓く教育の推進

人口減少、少子高齢化、グローバル化が進み社会が急激に変化する予測困難な時代において、誰もが夢を持ち、その夢や目標が実現できるよう教育環境を整えます。また、持続可能な社会の創り手として、課題を的確に捉え解決につなげる能力を持ち、未来を切り拓いていける人材を育成します。

基本方針2：多様な経験をとおして、幸せや生きがいを実感できる教育の推進

人生100年時代、子どもや若者、社会人、高齢者など年齢を問わず多様な経験をとおして学び続けることで、誰もが幸せや生きがいを実感できるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるよう、ウェルビーイングの向上に向けた教育を推進します。

6 基本目標

基本目標 1：生きるための基礎を培う乳幼児教育の推進

人格形成の基礎が培われる乳幼児期において、一人ひとりの子どもが安心して自発的な遊びに取り組み、心身ともに健やかに発達できるよう乳幼児期における教育及び保育の充実を目指します。



基本目標 2：子どもの豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

安全・安心な教育環境の整備や学校施設の適正な管理、デジタル学習基盤の活用による学びの質の向上、そして安全でおいしい給食の安定的な提供に取り組み、子どもたちの可能性を最大限に引き出します。



基本目標 3：子どもの夢や未来を育む教育の推進

子ども一人ひとりの多様性を尊重し、インクルーシブ教育の理念のもと、子どもの学びの充実を目指します。地域と連携したコミュニティ・スクールや、小中学校の教育の接続を通じて、切れ目のない学びを支え、地域と共に学校づくりを進めます。



基本目標 4：市民が主体的に学び続ける力を育む教育の推進

市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現につながられるよう環境を整え、生涯学習の推進を通じて地域への愛着を育みます。さらに、市民の社会参加や高齢者の活動の場を広げるとともに、子どもが安全で健やかに育つよう、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組みます。



基本目標5：地域の文化を学び、未来へつなぐ教育の推進

文化や歴史、芸術など多様な体験を通じて、学ぶ意欲や地域への愛着、豊かな感性と教養を育むことを目指します。また、市民一人ひとりが心豊かに生きるための読書活動の推進に取り組みます。



基本目標6：スポーツを通じて心身の健やかな成長と生きる力を育む教育の推進

スポーツを通じて健やかな心と体を養うとともに、仲間との協働や達成感の共有を通し学びや成長を促し、生涯にわたり日々を楽しめる環境づくりを進めます。



用語解説

※1 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会で、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会（超スマート社会）の実現に向けた一連の取組。

※2 SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

※3 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人が、それぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

※4 自己肯定感^①・自己有用感^②

- ①：自分の可能性を信じ、自分はできるんだという自信を持ち、肯定的に自己を認識することを言う。
- ②：人の役に立った、人から感謝された、人から認められた等、自分と他者（集団や社会）との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。

※5 個別最適な学び

個々の児童生徒の状態に応じ、個別的な対応を行う「指導の個別化」と、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで子ども自身の学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」を、学習者視点から整理した概念。

※6 協働的な学び^①・探究的な学び^②

- ①：探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士あるいは多様な他者と協働しながら学習することを言う。「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」と一体的に進めることが重要。
- ②：自ら課題を設定し、解決に向けて情報収集や意見交換等を行って学習することを言う。

※7 生きる力

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた力のことを言う。



第2次菊川市教育大綱

令和8年3月発行

菊川市 総務部 総務課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

(TEL) 0537-35-0921 (FAX) 0537-35-2117

E-mail : soumu@city.kikugawa.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>